

第3回播磨町国民保護協議会 会議録

1. 日 時 平成19年1月25日(木) 14:00~14:50
2. 場 所 播磨町役場3階 BC会議室
3. 出席者 会長及び委員19人(代理出席を含む)
4. 会議形態 公開(一般傍聴者:なし)
5. 議事概要

会議に先立ち、町長より挨拶を行う。次に、委員の出席状況について、委員21名に対して19名が出席していることから、会議が成立している旨及び会議の公開について報告。

- 配布資料の確認を行う。
1. 協議会式次第
 2. 協議会委員名簿
 3. 協議会席次図
 4. 住民意見(パブリックコメント)の公募書式
 5. 播磨町国民保護計画(答申案)修正箇所比較資料
 6. 播磨町国民保護計画(答申案)のファイル 以上

その後、会長により、次のとおり議事が進められた。

- (1) 播磨町国民保護計画(素案)に対する住民意見の公募について

事務局から、住民意見の公募について、平成18年11月15日~12月15日まで実施したが、意見はなかった旨説明を行った。
 - (2) 播磨町国民保護計画(答申案)について

計画全体の整合性が保つため

 - ・「住民」及び「町民」の表現を再整理
 - ・関係指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定公共機関等」という)の定義づけ
 - ・「町対策本部」の表記について、定義個々修正について
- 第1編 総論 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等
- 3 町保護計画の構成 第5編の後に、資料編を追加修正
 - 4 町保護計画の見直し、変更手続 (1) 町保護計画の見直し 表記修正
(2) 町保護計画の変更手続 同意語を、削除修正
- 第2章 保護措置に関する基本方針 (1) 基本的人権の尊重 表記修正
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 前文 追記修正
- 1 関係機関の事務又は業務の大綱 自衛隊の事務 追記修正
指定地方行政機関の事務 海上保安庁関係の名称、修正
【指定公共機関等の事務】の図 事業者名を記載(県計画と同様)
- 第5章 計画が対象とする事態 基本指針及び県保護計画に追記修正
- 大規模な着上陸侵攻や・・・ 削除修正
 - 2 県との連携 (2) 町保護計画の県への協議 定義修正
 - 4 指定公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等の連絡先の把握 再整理記載
意見 なし
- 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備
- 第3 町民に期待される取組等 内容整理修正
 - 第5 情報収集・提供等の体制整備
 - 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 修正
(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 追記修正
(6)「防災安心ネット播磨」の充実及び(7) BAN - BAN テレビの協力 内容修正

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 1 避難に関する基本的事項 (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮
要援護者の避難対策 「避難支援プラン」の整備について追記修正
- 2 避難実施要領のパターンの作成 表記修正
- 4 運送事業所の輸送力・輸送施設の把握等
(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 整合修正
- 8 生活関連等施設の把握等 削除修正
表中 27条9号 ダム の所管省庁名 追記修正

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 1 町における備蓄 (3) 県との連携を記載
意見 なし第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
【組織設置のフロー図】・表記修正 (2) 危機管理連絡会議 「対処の内容」を付記

第3章 関係機関相互の連携

- 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 削除修正
- 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 追記修正
(2) の 「職員派遣のあっせんの求め」と表題を追記修正

第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等

- 2 警報の内容の伝達方法 (4)・・・ 追記修正

第2章 避難住民の誘導等 1 避難の指示の通知・伝達 削除修正

- 1 避難の指示の通知・伝達 【避難の指示の流れ】の図 削除修正
- 3 避難住民の誘導 (1) 町長による避難住民の誘導 町の実態に合わせ、修正

第5章 救援 記載内容を修正

- 4 救援の実施方法 収容施設の供与
(2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅の設置及び供与の方法 イ 表記修正
(4) 輸送方法 追記修正

第6章 安否情報の収集・提供 下図 追記修正

- 1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 削除修正

第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 5 消防に関する措置等

- (2) 消防機関の活動 修正
- (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請 追記修正
- (6) 消防の相互応援に関する出動 追記記載

第3章 生活関連等施設における災害への対処等

- 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
(1) 危険物質等に関する措置命令
危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置 【対象】削除修正
【措置】削除修正

第4章 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

- 1 武力攻撃原子力災害への対処 整理修正
- 2 NBC攻撃による災害への対処 (4) 汚染原因に応じた対応
核攻撃等の場合 追記修正

第10章 町民生活の安定に関する措置

- 3 生活基盤等の確保 (2) 公共的施設の適切な管理 整理修正
意見

- 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等
 第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定 (3) 避難実施要領の内容の伝達等
 3 避難住民の誘導 (3) 避難誘導を行う関係機関との連携
 第5章 救援 4 救援の実施方法 被災者の捜索及び救出 (1) 救助・救出活動ア
 死体の捜索及び処理 (1) 遺体を発見した場合の処置 について

文中の加古川警察署の表記について、所管は加古川警察署であるが、広く対応することを求められることが考えられるため、加古川を削除し、加古川警察署長を警察署長に、加古川警察署を県警察署に修正されたい。 修正する。

意見

- 第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処
 第1 武力攻撃災害への対処 2 武力攻撃災害の兆候の通報 (1) 町長への通報
 消防吏員、警察官又は海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。 について
 内容が、国民保護法(第98条(発見者の通報義務等))の定めであることから、語尾を「することとされている」と表記されたい。 修正する。

- 第4編 復旧等 第3章 保護措置に要した費用の支弁等 1 費用負担及び支弁
 (3) 町が救援の事務を行う場合の費用の支弁(法167) 表記修正

- 第5編 緊急処理事態への対処

意見 なし

以上のご意見を踏まえ必要な修正を行うこととし、議事(2)を終えた。

その他、計画確定までの今後の流れについて説明を行った。

また、今後の県との調整で修正が必要になった場合、関係機関に確認の上、会長に一任いただくことで報告した。

以上、第3回播磨町国民保護協議会を閉会